

益子町いじめ防止基本方針

平成25年12月
益子町教育委員会
(改訂平成28年9月)
(改訂平成30年4月)
(改訂令和元年12月)

はじめに

益子町（以下「町」という。）は、いじめがいじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下「法」という。）に基づき、町の基本方針を定める。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめられた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（2）いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。
(いじめ防止対策推進法)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを踏まえ、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下、「学校いじめ対策組織」という）を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えな所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめた児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「学校いじめ対策組織」へ情報共有することは必要となる。

（3）いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめについて、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

（4）いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策に関する基本理念を踏まえ、次の方法によりいじめ防止に取り組む。

① いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、

全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

併せて、いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付かなく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や町は、定期的なアンケートや教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめられた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や益子町教育委員会（以下「町教委」という。）への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

④ 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

⑤ 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や町教委においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であることから、平素から、学校や町教委と関係機関の担当者との間の情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図ったり、地方法務局等学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や町教委が、関係機関による取組と連携することも重要である。

2 いじめの防止等のために町が実施する施策

(1) 町いじめ防止基本方針の策定

町は、法の趣旨を踏まえ、国、県の基本方針を参考にして、町におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、町いじめ防止基本方針を定める。町いじめ防止基本方針は、国、県の基本方針と学校いじめ防止基本方針の結節点となるものであって、各学校のいじめの防止等の取組の基盤となるものである。

なお、町教委にあっては、策定に向けて検討している学校を支援することにより、学校いじめ防止基本方針の策定を促進する。

町いじめ防止基本方針は、町の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が当該地域において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載する。

(2) 町いじめ防止連絡協議会の設置

町では、いじめの防止等に関係する機関及び団体がいじめの問題の対応についての連携を確保するため、学校、PTA連絡協議会、民生委員・児童委員、自治会長連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会、人権擁護委員、児童相談所、地方法務局、県警察、スクールソーシャルワーカー等を構成員とする町いじめ防止連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

3 町教委として実施する施策

町教委は自らの権限と責任において、各学校が積極的にいじめのない学校づくりに取り組めるよう努める。

(1) 道徳教育及び体験活動等の充実

- ① 人権尊重、人命尊重等、規範意識、モラル等の内容について充実が図れるよう支援する。
- ② 全教育活動において道徳教育の充実が図れるよう支援する。
- ③ 体験活動の充実が図れるよう支援する。

(2) いじめの防止活動の推進

- ① 児童生徒のいじめ防止に資する活動を支援する。
- ② 児童生徒及び保護者並びに教職員に対するいじめ問題に関する理解を深める啓発活動や研修会の実施等、必要な措置が図れるよう支援する。

(3) 定期的な調査

- ① いじめを早期に発見するための児童生徒に対する定期的なアンケートや個人面談の実施など、必要な措置が図れるよう指導・支援をする。
- ② 月例いじめ調査や長期欠席者状況調査において、各学校における状況や取組などを把握する。

(4) 相談体制の整備

- ① 町教委にいじめに関する相談係を配置する。
 - ア いじめ何でも相談係 学校教育課（指導主事）
 - イ いじめホットライン 生涯学習課内（社会教育指導員）
- ② スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携等の整備を図る。
- ③ 県費児童生徒支援加配教員、県費非常勤講師（スマイル・プロジェクト）の配置申請をし、いじめの問題に対して適切に対応できるよう学校における教育相談の充実に向けて支援する。
- ④ 学校における働き方改革推進プラン（町教委）、部活動の在り方に関する方針（町教委）の徹底、部活動外部顧問、部活動外部指導者の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減が図れるよう支援をする。

(5) 教職員の資質・能力の向上

- ① いじめ防止のための研修を実施し、資質・能力の向上を図る。
- ② 年に複数回、いじめの防止に関する校内研修の実施を促す。

(6) インターネット上のいじめ防止の啓発

- ① 児童生徒及び保護者に対するインターネット上のいじめを防止し、効果的な対応ができるよう、情報モラルの充実や啓発活動に向けて支援する。
- ② 教職員の情報モラル研修の充実を図るよう支援する。

(7) 学校運営の改善

いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備や、学校マネジメントを担う体制の整備など、学校運営の改善を図れるよう指導・助言をする。

(8) いじめへの対処

- ① 学校からいじめに係る報告・相談を受けたときは、必要に応じ、学校に対し、指導主事等の職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣、警察等関係機関との連携など必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示する。
- ② いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応をする。

(9) 学校評価・教員評価

学校いじめ基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価や教員評価の評価項目に位置付け

るよう促す。

(10) 地域ぐるみで対応する仕組みづくり

学校が学校評議員等にいじめに係る状況及び対策について情報提供をするとともに、連携・協働による取組を促す。

(11) 情報提供

性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ、児童生徒個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災児童生徒に対するいじめなどを防止するため、必要な対応・支援や正しい理解の促進などについて、随時、学校に情報提供する。

4 いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、いじめ防止等のため「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、「学校いじめ対策組織」を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、町とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を講ずる。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

① 「学校いじめ防止基本方針」策定の意義

学校は、国、県、町の基本方針を参考にして、自校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

具体的には、以下のとおりである。

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

イ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

ウ いじめた児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめた児童生徒への支援につながる。

② 「学校いじめ防止基本方針」の内容

「学校いじめ防止基本方針」には、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処等、いじめの防止等に係る内容であることが必要である。

よって、具体的には、次のような内容を盛り込むことが望ましい。

ア 「学校いじめ防止プログラム」の策定

いじめに向かわない態度・能力の育成等をはじめとした、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ったりするなど、「学校いじめ防止プログラム」を策定する。

イ 「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定

アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアル

を定め、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなど具体的な取組を盛り込む。

ウ 「学校いじめ対策組織」の活動内容

「学校いじめ対策組織」の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質・能力の向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織活動を具体的に記載する。

エ いじめた児童生徒への対応方針

いじめた児童生徒に対する成長支援の観点から、いじめた児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。

オ 「学校いじめ防止基本方針」の点検

より実効性の高い取組を実施するため、「学校いじめ防止基本方針」が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを「学校いじめ対策組織」を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを、「学校いじめ防止基本方針」に盛り込む。

③ 「学校いじめ防止基本方針」の評価

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付け、「学校いじめ防止基本方針」において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談、保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

④ 「学校いじめ防止基本方針」策定の留意点

ア 保護者、地域住民、関係機関等との協議と連携

「学校いじめ防止基本方針」策定後、学校の取組を円滑に進めていくためにも、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等と協議を重ねながら、具体的ないじめの防止等の対策に係る連携について定める。

イ 児童生徒の主体的かつ積極的な参加の確保

児童生徒と共に学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

ウ 「学校いじめ防止基本方針」の周知

策定した「学校いじめ防止基本方針」については、各学校のホームページへの掲載やその他の方法により、保護者や地域住民が「学校いじめ防止基本方針」の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校いじめ対策組織の設置

① 「学校いじめ対策組織」の役割

各学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策組織」を置く。これにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学

校が組織的に対応することで、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、「学校いじめ対策組織」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

ア 未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

イ 早期発見・事案対処

いじめの早期発見のためのいじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。また、いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。その際、いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有と共に関係児童生徒に対するアンケートや聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

さらに、いじめられた児童生徒に対する支援やいじめた児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と、保護者との連携・対応を組織的に実施する。

ウ 情報収集・共有

「学校いじめ対策組織」は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。

特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は、組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、ただちに全て当該組織に報告・相談する。

「学校いじめ対策組織」は、当該組織に集められた情報を、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、学校として、「学校いじめ防止基本方針」や早期発見・事案対処のマニュアル等において、いじめの情報提供の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。

これらのいじめの情報共有は、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であるため、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

エ 「学校いじめ防止基本方針」に基づくその他の取組

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。また、「学校いじめ防止基本方針」における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

さらに、「学校いじめ防止基本方針」が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う（P D C Aサイクルの実行を含む。）。

② 「学校いじめ対策組織」の周知

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、「学校いじめ

対策組織」として、児童生徒及び保護者に対し、自らの存在及び活動が明確に捉えられるような取組（例えば、全校集会の際に、「学校いじめ対策組織」の教職員が、児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、いじめられた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにする。

さらに、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際には、児童生徒が「学校いじめ対策組織」の存在やその活動内容等について、具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

③ 「学校いじめ対策組織」を構成する教職員

「学校いじめ対策組織」を構成する教職員については、学校の管理職や主幹教諭、児童・生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

いじめの未然防止・早期発見の実効化を図るとともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が「学校いじめ対策組織」に参画するよう、人員配置をする。

このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、いじめの未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう、柔軟な組織とすることが有効である。

さらに、当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておくなど、学校の実情に応じて工夫することも必要である。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの未然防止

ア 児童生徒による活動

児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論することなど、いじめの防止に資する活動を取り組む場を設定する。

イ 「授業づくり」や「集団づくり」

児童生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような「授業づくり」や「集団づくり」を行うよう努める。

ウ いじめを抑止する行動

児童生徒をとりまく状況を把握し、「いじめを許さない心」や、「いじめを起こさない力」を育むための指導の改善・充実を図る。

エ 互いを認め合う人間関係づくり

児童生徒が互いを認め合える人間関係・学校風土をつくれるよう努める。

オ 指導の在り方に関する研修

教職員一人ひとりがいじめに対して正しい認識を持ち、適切な指導と対処ができるよう、計画的に研修を行う。

② いじめの早期発見

ア いじめの認知

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。

イ いじめの把握

定期的なアンケートや個人面談の実施等により、常にいじめの早期発見、改善・解消に努める。また、学校のいじめ問題への対応の在り方等を定期的に評価し、評価結果に基づいた改善を図る。

③ いじめに対する措置

ア いじめを認知したときの対応

いじめが発生した場合やいじめの疑いがあると判断した場合は、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

イ いじめられた児童生徒といじめた児童生徒への対応

「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめられた児童生徒は徹底して守り通し、いじめた児童生徒に対しては教育的配慮の下、指導する。

ウ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態に至っても、学校の教職員はいじめられた児童生徒といじめた児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(ア) いじめに係る行為が相当の期間止んでいること

いじめられた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた児童生徒・いじめた児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでない場合には、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童生徒が、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで、いじめられた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(ウ) いじめが解消している場合にも注意深く観察すること

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめのいじめられた児童生徒といじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

④ 警察との連携

教育的な配慮やいじめられた児童生徒の意向への配慮をし、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

5 重大事態への対処について

(1) 重大事態への対応

いじめの重大事態については、この基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

① 重大事態の意味

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめられた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は町教委を通じて、町長へ、事態発生について報告する。

(2) 重大事態の調査

① 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに町教委に報告し、町教委において調査を実施する。

② 調査を行うための組織

町教委は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に町いじめ事案専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設ける。

この組織の構成については、弁護士、医師であって、精神保健に関し学識経験を有する者、心理、福祉等に関し専門的な知識を有する者、教育に関し学識経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等による参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的事実関係を速やかに調査すべきである。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。この際、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童生徒には、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取した上で、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

また、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめが要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生への質問紙調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

（3） 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の提供

町教委は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等、その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、町教委又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

② 調査結果の報告

調査結果については、町教委を通じて、町長に報告する。なお、上記①の説明の結果を踏まえて、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

（4） 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

① 再調査

再調査を行うに当たっては、町いじめ事案調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設

ける。

この組織の構成については、弁護士、医師であって、精神保健に関し学識経験を有する者、心理、福祉等に関し専門的な知識を有する者、教育に関し学識経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等による参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び町教委は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。また、町長はその結果を議会に報告する。その際、個人のプライバシーに十分配慮する。

5 その他重要事項

(1) 基本方針の見直し

町は、必要があると認められるときは、基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成25年12月	策定
平成28年9月21日	一部改正
平成30年4月1日	一部改正
令和元年12月5日	廃止
令和元年12月6日	改正